

令和 5 年 度

予 算 編 成 方 針

倉敷市企画財政局企画財政部財政課

各 局 ・ 部 長 様

(主 管 課 経 由)

企画財政局長 黒 瀬 敏 弘

令和5年度予算編成方針について（通達）

1 経済及び国の動向

日本経済の基調判断について、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、「先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と、景気動向に対する期待と懸念を表明しています。

こうしたなか、国の令和5年度予算では、『「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、引き続き「新経済・財政再生計画」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。』としています。

2 本市の財政見通しと予算編成の方針

本市の財政見通しについては、9月に公表した中期財政試算において、前年度の収支から生じた繰越金を織り込まない当初予算ベースで、令和5年度から令和7年度までの3年間で約33億円の収支不足を見込んでいます。

また、本市財政は、歳出面では、喫緊の課題である自然災害から市民の安全を守るための防災・減災対策や、公共施設個別計画に基づく市民サービスや災害対応の拠点となる公共施設整備をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、ゼロカーボンシティへのチャレンジ、自治体デジタルトランスフォーメーションへの取組、社会保障関係経費の増加、将来に向けた社会資本の整備など対応すべき課題があります。一方で、歳入面では、景気変動による企業業績の影響を受けやすい税収構造となっています。

こうした課題に対応するため、活力ある地域経済の形成につながる、地方創生や社会資本整備などの施策を着実に推進する一方で、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、行財政改革への取組や市債残高の縮減（災害関連分を除く）、今後の事業計画等を見据えた基金の確保など、健全財政を維持していくことが必要となります。そこで、「倉敷市第七次総合計画」に掲げた施策や「第2期倉敷みらい創生戦略」・高梁川流域自治体連携の積極的な推進、圏域の中核都市として魅力あるまちづくりや都市機能の充実を図るとともに、「行財政改革プラン2020」への着実な取組などにより、施策の推進と健全財政維持の両立を図り、SDGsなど持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

各部署におきましては、国の施策や制度改正等の動向を的確に把握し、予算要求に反映させるとともに、限られた財源の中で市民サービスの向上を図るため、事務事業の選別化・重点化に積極的に取り組み、より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

(1) 要求について

ア 災害関連経費

真備地区復興計画に基づく事業など、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に取り組むための経費

イ 重点事業経費

「倉敷市第七次総合計画」に掲げる施策のうち重点分野施策に属する事業、倉敷みらい創生戦略事業経費（このうち、「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」に掲げる事業に要する経費については、高梁川流域自治体連携事業経費の区分で要求すること）、市長公約関連事業及び将来を見据えた都市・生活基盤等整備事業の中で、令和5年度に市として重点的に取り組む事業とする。

G7労働雇用大臣会合に要する経費については、重点事業経費にて要求すること。

ウ 義務的経費（別表に定めるもの）

予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。

エ 単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費、土木費、教育費のシーリング対象事業、施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）

シーリング対象事業、維持補修経費ごとに、財政課が提示する額を上限として要求を行うこと。ただし、維持補修経費のうち、「長期修繕計画枠」として令和5年度に優先的に行う修繕については、公有財産活用室において一括要求する。

オ 高梁川流域自治体連携事業経費

「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」に掲げる事業に要する経費

カ 部局事業経費

令和4年度当初予算に引き続き、ゼロベースからの事業費査定を行う。

効率的な予算編成を行うため、過去の実績等に基づき過大な要求とならないよう各部局で十分精査のうえ、要求を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費については、部局事業経費にて要求すること。

(2) 予算要求書の提出期限

ア 災害関連経費	令和４年１１月１１日（金）
イ 重点事業経費	令和４年１１月１１日（金）
ウ 義務的必要経費	令和４年１０月２１日（金）
エ 単独公共事業・維持補修経費	令和４年１０月２１日（金）
（公有財産活用室が対象とする修繕分を除く。）	
オ 高梁川流域自治体連携事業経費	令和４年１１月１１日（金）
カ 部局事業経費	令和４年１１月１１日（金）

3 予算編成の基本的事項

(1) 総括的事項

予算要求にあたっては、年間を通じて予想される全ての歳入、歳出を要求することとし、漫然と前例踏襲の要求を行うのではなく、事務事業の見直しを行うこと。特に、新規・拡大事業の要求にあたっては必ず、既存事業についても当初の目的の達成状況や時代のニーズを踏まえ、積極的に事業の廃止や縮小など見直しを行うこと。

(2) 総合計画

事業計画にあたっては、「倉敷市第七次総合計画」・「第２期倉敷みらい創生戦略」を着実に推進することを基本とする。

(3) P F I の活用

「倉敷市 P F I 活用指針」（平成２９年３月改定）に基づき、今後見込まれる公共施設の更新・整備にあたっては、P F I の活用を積極的に検討すること。

(4) 行政評価

施策評価の実施による課題及び今後の取組方針を踏まえ、事業の優先度、重要性、効果などを十分に検討すること。

(5) 財源の確保

歳入の確保ができてはじめて歳出が可能となることを再認識し、積極的に財源の確保を図ること。特に、各種収入の未収金については、目標額の設定や整理計画など、あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。さらに、広告収入の拡大など、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこと。

(6) 使用料・手数料

使用料や手数料については、住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に、その見直しについて検討すること。また、第七次総合計画の基本方針に基づき、多くの市民が利用する施設は、キャッシュレス決済の導入について、積極的に検討すること。

(7) 国・県補助

国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、有効かつ適正な活用を図ること。ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業そのものも併せて廃止、縮小すること。

なお、今後の国の補正予算の動向を注視し、来年度当初予算から前倒しできる経費については、今年度補正予算への計上を検討すること。

(8) 市債

市債については、要求額の抑制を基本とする（災害関連分を除く）が、地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては、有効な活用を図ること。

(9) 災害関連経費

できる限り速やかかつ効率的に復旧・復興を図れるよう、十分検討のうえ要求するとともに、国・県補助や有利な市債を最大限活用すること。

(10) 重点事業経費

重点事業経費は、次の項目に該当する事業の中で、令和5年度に市として重点的に取り組むものとし、具体的な事業については、予算編成過程の中で決定する。

ア 倉敷市第七次総合計画に掲げる施策のうち、施策の重要度・満足度に関する市民アンケート調査結果及び現在の社会経済情勢等を踏まえ、重点分野に選定した次の施策に属する事業

- ① 心豊かな人間関係を育む学校教育の充実を図る
- ② 子育てと仕事がゆとりをもって両立できる環境を整える
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて縮小した経済を早期に復興するため、産業競争力の強化と地場産業の振興、雇用の確保・充実を図る
- ④ 倉敷の魅力を発信し、受入環境を整備して交流人口の増加を図る
- ⑤ 脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進し、地域特性に応じた適応策を実施する
- ⑥ 防災・減災意識を高め、災害に強いまちをつくる
- ⑦ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことのできる環境を整える
- ⑧ 必要な人が質の高い介護サービスを受けられる体制を整える
- ⑨ 公共施設の安全の確保と総量の適正化を図る
- ⑩ 日々進化する先端技術を柔軟に取り入れ、市民サービスの更なる向上を図る

イ 倉敷みらい創生戦略事業経費（高梁川流域自治体連携事業経費を除く）

ウ 市長公約関連事業

エ 将来を見据えた都市・生活基盤等整備事業

オ G7労働雇用大臣会合関係経費

(11) 義務的必要経費

義務的必要経費については、別表に掲げる経費とする。

(12) 単独公共事業・維持補修経費

単独公共事業・維持補修経費については、次に掲げる事業・経費とし、要求の上限を設ける。

ア 単独公共事業

- ・農林水産業費（農業施設新設改良費）
- ・土木費（道路新設改良費、橋りょう費、河川新設改良費、公園整備費）
- ・教育費（学校・園対象事業費）

のうちシーリング対象事業については、財政課が別途提示する額を上限とする。

イ 維持補修経費

- ・清掃施設、農業施設、公園、道路・橋りょう、公営住宅及び教育委員会の所管する学校・園にかかる維持補修経費については、財政課が別途提示する額を上限とする。
施設の長寿命化や安全性確保等の観点から、各施設の状況に応じ効率的・効果的な維持補修を行うこと。

- ・長期修繕計画枠

公有財産活用室が長期修繕計画枠として選定したもののうち、令和5年度に執行する修繕については、別途その内容を各課に通知する。

(13) 高梁川流域自治体連携事業経費

令和4年9月28日付けで企画財政局より提案を依頼した令和5年度の連携事業について、検討のうえ、要求すること。

(14) 部局事業経費

部局事業経費については、災害関連経費、重点事業経費、義務的必要経費、単独公共事業・維持補修経費、高梁川流域自治体連携事業経費以外の経費とし、令和3年度の決算内容の分析を行い、真に必要最小限の経費を各部局内で精査のうえ、要求すること。新型コロナウイルス感染症対策に要する経費については、部局事業経費にて要求すること。

また、事業費の算定にあたっては、充当財源がある場合は必ず見込むこと。

(15) 補助金等

補助金については、別添「倉敷市補助金交付基準」に基づき、個々の補助金の公益性、有効性、公平性などの観点から検討を行い、積極的に見直しを行うこと。

(16) 行財政改革

「行財政改革プラン2020」に基づき、実施項目はもとよりプランに記載のない事務事業についても、ICT技術の活用による効果的・効率的な運営や民間活力導入の推進を図ること。また、広告収入の拡大や各種収入金の収納率の向上による財源確保などに努めるとともに、多くの市民が利用する施設は、キャッシュレス決済の導入について、積極的に検討すること。

(17) ゼロカーボンシティへの取り組み

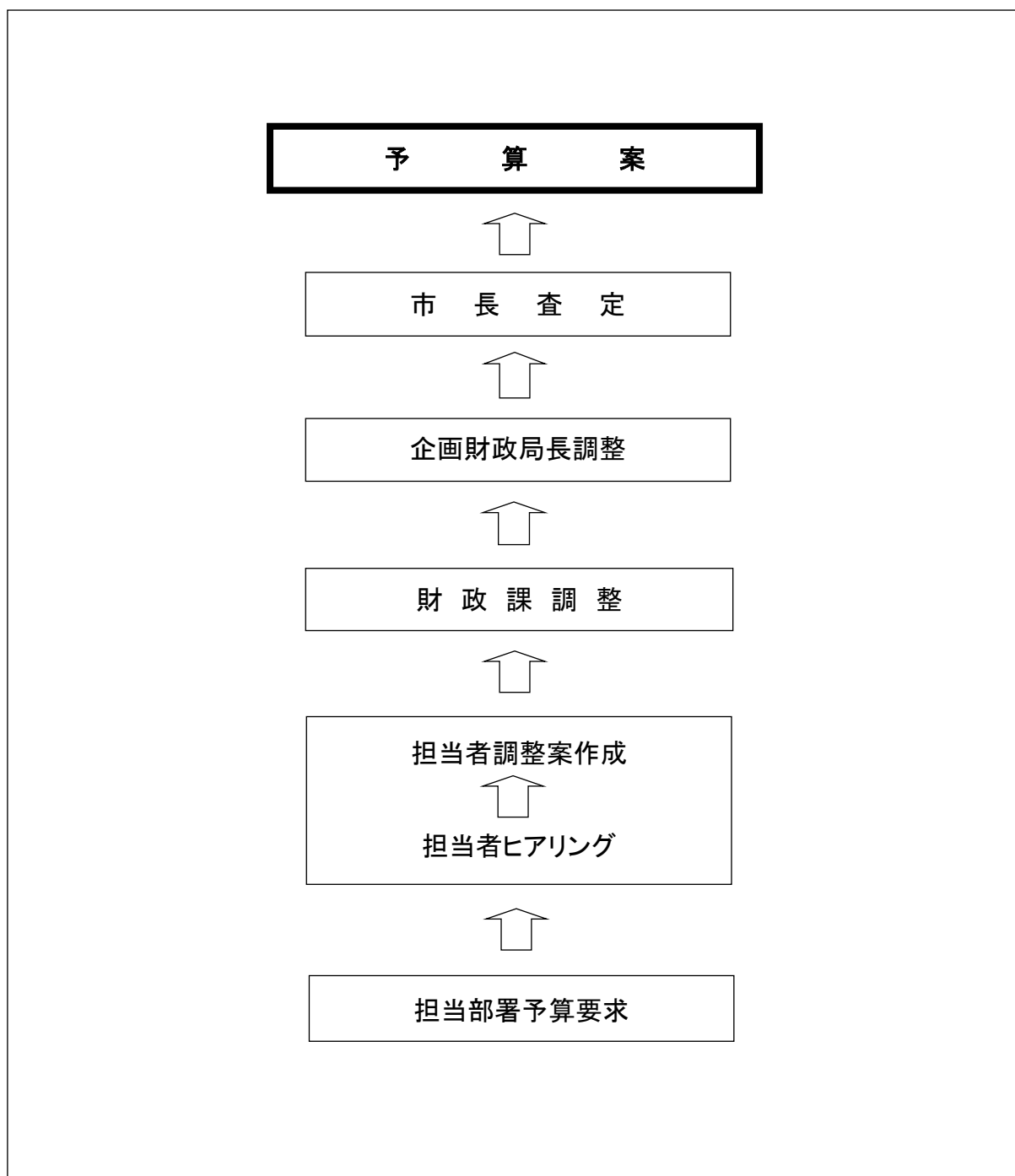
令和3年6月7日に、本市がゼロカーボンシティへチャレンジすることを表明したことを踏まえ、各部署において、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減の視点を取り入れた施策の推進を図ること。要求の際には、国の補助金を活用するなど財源の確保に努めること。

(18) 特別会計・企業会計等

特別会計、企業会計については、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計はもとより、一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のことを理解のうえ、職員一人ひとりが本市の財政状況を十分認識し、「令和5年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう、命により通達します。

予算編成(調整・査定)の流れ図



別表 義務的必要経費

1 一般会計

費 目 等	項 目
(節) 報 酬	報 酬（各種委員会・審議会等委員報酬を除く。会計年度任用職員報酬は、人事課、一般廃棄物対策課、教育企画総務課、市民学習センター要求分に限る。） ※ 会計年度任用職員の一時金は、「職員手当等」の節で要求すること。
(節) 給 料	給 料
(節) 職員手当等	職員手当等
(節) 共 済 費	共済費（上記の報酬・給料にかかるもの）
(節) 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金
(節) 扶 助 費	扶助費（国・県補助事業及び一般財源化分）
(節) 委 託 料	「予防接種費」や「健康増進事業」などの扶助費的な経費
(節) 負担金補助及び交付金	県工事負担金、一部事務組合等への負担金、利子等補給金
(節) 貸 付 金	
(節) 補償補填及び賠償金	損害賠償金、公社等償還に対するもの
(節) 償還金利子及び割引料	
(節) 積 立 金	
(節) 公 課 費	
(節) 繰 出 金	特別会計・企業会計への繰出金
(項) 選 挙 費	直接選挙の執行に要する経費
(款) 公 債 費	
(款) 予 備 費	

※ 平成30年7月豪雨により被災した施設の災害復旧費については、災害関連経費で要求すること。

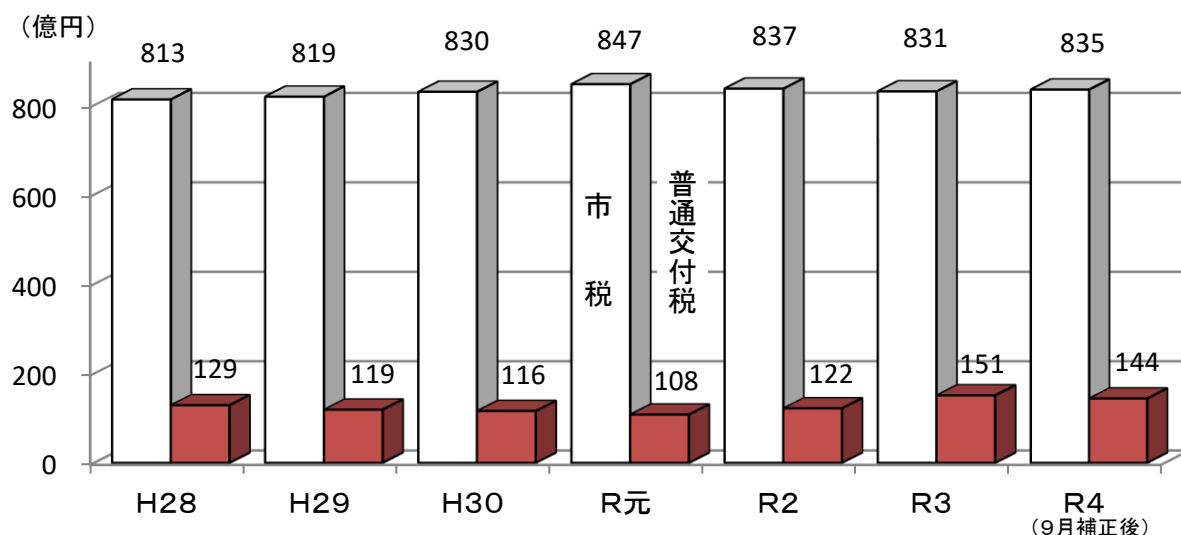
債務負担行為によるもの	事務機器等借上料を除く。ただし、情報政策室及び教育企画総務課（情報学習センター分）のコンピュータ等機器借上料は、義務的必要経費とする。
-------------	---

※ 長期継続契約を行っている経費については、部局事業経費で要求すること。

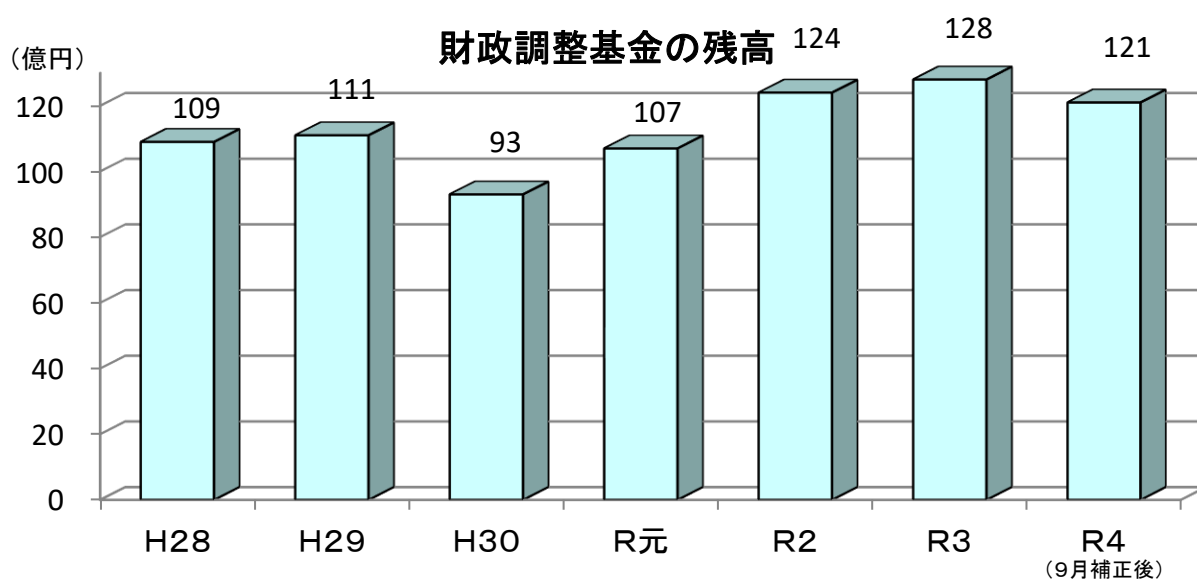
（予算要求書の説明欄に長期継続契約であることを記載すること。）

2 特別会計（特別会計の要求区分は「義務的必要経費」とする。）

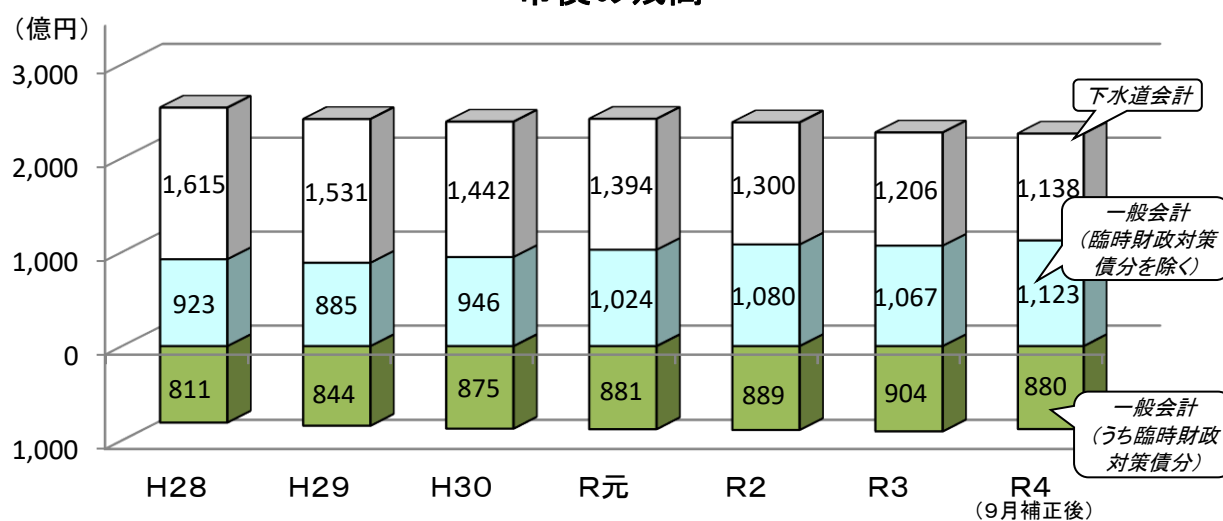
市税及び普通交付税の推移



財政調整基金の残高

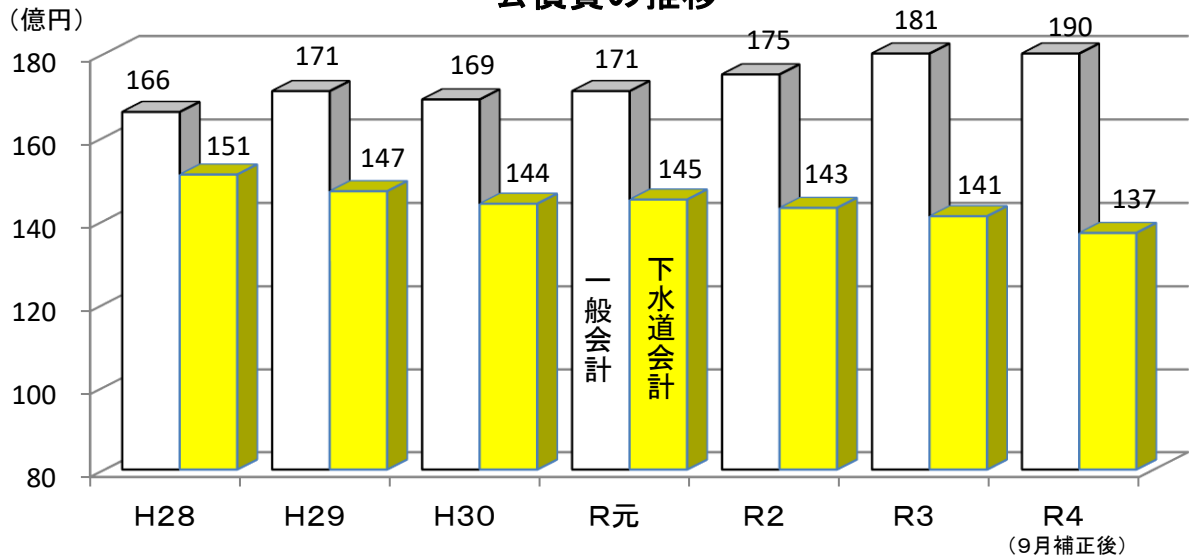


市債の残高

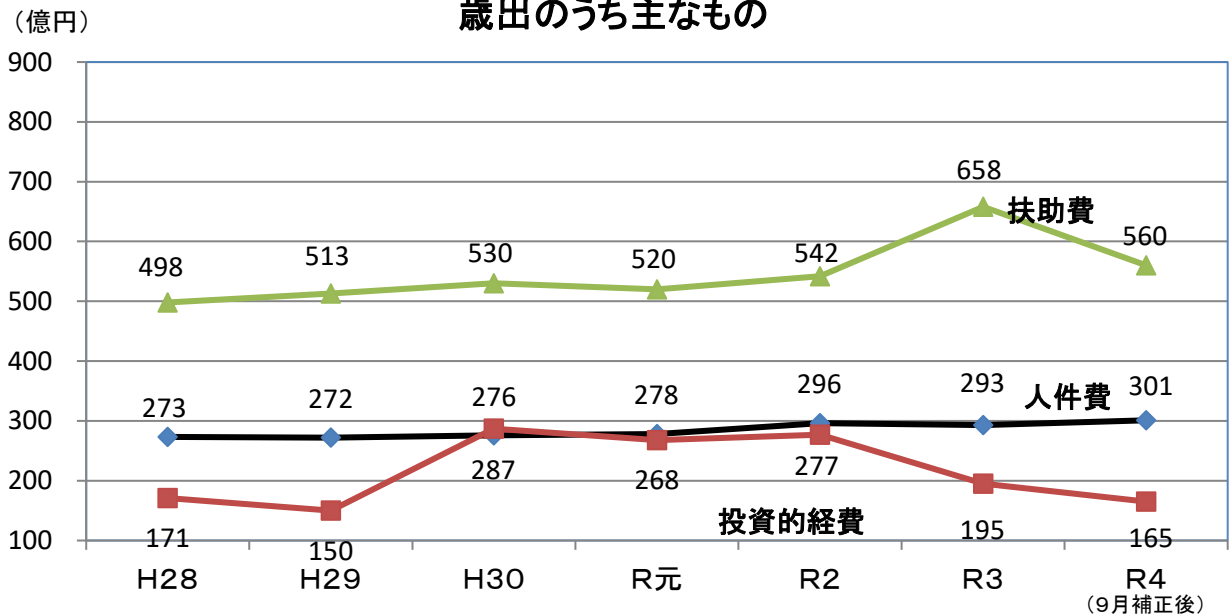


- ・臨時財政対策債：国の財政上の都合により普通交付税の代替財源として発行された市債で、元利償還金が後年度全額交付税措置されるため、実質的には市の負債とならないものです。
- ・平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に係る市債を、令和3年度までに約172億円、令和4年度も約3億円発行する見込みであるため、一般会計(臨時財政対策債分を除く)が増加しています。
- ・R4(9月補正後)は、R3からの繰越分を含み、R5への繰越見込分を除いていません。

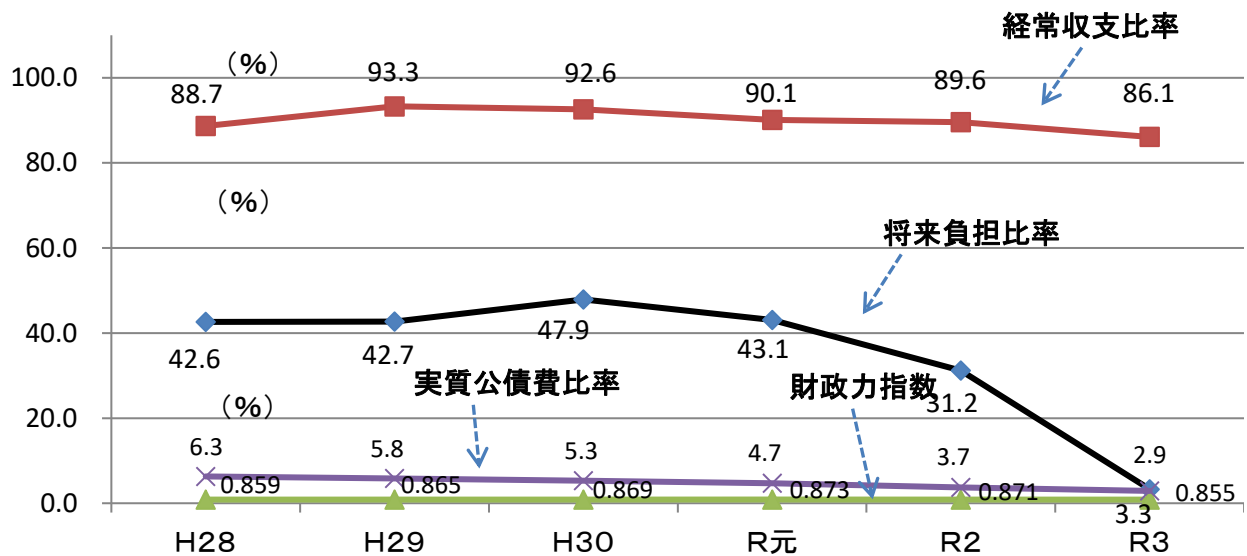
公債費の推移



歳出のうち主なもの



財政指標の推移



倉敷市補助金交付基準

1 目的

補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に交付するものである。

この基準は、補助金の「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「補助金の交付を受ける者の適格性」及び「透明性」を確保するとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることを目的とする。

2 補助事業の公益性と有効性

- (1) 補助金の交付が客観的に見て公益上必要であること
- (2) 補助事業の目的、視点、内容などが社会経済情勢や行政の施策に合致していること
- (3) 補助金の交付を受ける者と市の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

Point

地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益上必要であるかどうかことが最も重要である。

- ・事業目的や事業内容が市民の福祉の向上につながっているか
- ・事業目的が市の施策と整合しているか
- ・協働の視点から補助事業として適切か、また、役割分担や費用分担は適当か

(協働の指針 P20 【補助】市民公益活動団体等が行う公益事業に対して行政が補助をすることで事業を充実させる形態)

3 補助金交付を受ける者の適格性

- (1) 補助金交付の対象者としての根拠が明確で法令などに抵触していないこと
- (2) 支出経費の内容や会計処理が適切であること
- (3) 団体においては、当該事業決算における繰越金が、補助金と比較して妥当であること
- (4) 団体においては、設置目的と事業や活動の内容が一致していること
- (5) 団体においては、自主財源の確保に向けて努力していること

Point

協働しようとする市民や団体等と市は、お互いの価値観や行動原理の違いを相互に理解し、信頼関係を築くことが大切である。(協働の指針 P18)

- ・補助金交付対象者を明確に規定しているか
- ・補助金交付団体の活動や財務内容から信頼性や継続性を確認できるか
- ・団体の運営に対して補助を行っている場合、多額の繰越金が発生していないか
- ・当該事業は、補助金がなくても自立してできる事業ではないか

4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、「補助目的を達成するための経費」に限定し、具体的に明確化すること
- (2) 原則、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としないこと
- (3) 団体の「運営費」を補助対象経費とする場合、補助対象経費の範囲を明確化すること

Point

事業費のうち市が何を補助（役割・費用分担）すべきかは、事業の形態により様々である。客観的に見て、納得が得られることが重要である。

- ・直接的に事業効果を発揮する経費以外が対象になっていないか
- ・間接的に事業効果に影響をもたらすと考えられる職員に対する研修費などの費用が対象となっていないか

5 補助金交付額

- (1) 国・県等補助を伴う事業において、合理的理由がない限り補助額の上乗せや対象経費の拡大などは行わない
- (2) 補助金制度ごとに限度額または補助率等を定めるものとし、市民や団体との協働の観点から対象経費の1/2以内とすること
ただし、国・県等の制度によるものや行政目的の達成に必要な特段の理由がある場合を除く

Point

役割や責任の分担により、補助金交付額の限度額や補助率を決めることが重要である。

- ・国・県等補助を伴う事業は、補助金制度の構築主体がそれぞれの役割や責任を勘案し、負担を決定している。市の役割や責任を拡大する必要があるのか
- ・事業の性質として補助金が適切か、また、委託や交付金等での対応の方が適切ではないか

6 補助金交付期間の設定

補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を定期的に検証するため、補助金交付期間についても、見直し対象とすること

- (1) 原則、国・県等の補助金制度を活用した補助事業については、その制度の終了と併せて、市の補助事業を終了（廃止）すること
- (2) 市単独の補助金制度は、補助事業の特性等を勘案し、必要に応じて交付期間の見直しを行うこと

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。

- ・目標達成するための期限を設定しているか、また、見直し時期を設定しているか

7 補助事業の達成状況等の検証

- (1) 毎年度、補助事業の達成状況や効果を検証すること
- (2) 補助事業の目標は具体的であること
- (3) 事業効果を測るための項目や指標が具体的で、妥当性があること

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。
・事業の目的や目標、予想される事業の成果及び測定方法を明確化しているか

8 補助金制度の透明性確保

- (1) 補助金制度の内容や事務処理を明確にするため、必要に応じて補助金交付要綱を制定し、公表すること
- (2) 交付金の交付を受けようとする者の選定にあたっては、公平性、公正性が確保されていること
- (3) 補助金の交付状況を公表すること
- (4) 補助事業の成果を公表すること

Point

補助金は、公平、公正に運用されるものであり、透明性の確保が重要である。また、特別に根拠のない
既得権益的なものとならないため、補助対象が特定の個人や団体に限定されないよう機会均等が保たれる
必要がある。

- ・補助金制度の内容、事務処理の方法、補助金の交付状況、事業成果を公表しているか
- ・補助金制度を十分市民に周知しているか
- ・長期に渡り、特定団体等の既得権益となっていないか